

令和3年12月

大東市議会

定例会議会議案

提 出

令和3年12月1日

も く じ

報告第12号	交通事故に係る専決処分の報告について-----	1
報告第13号	市道上にて発生した事故に係る専決処分の報告について-----	2
報告第14号	市道上にて発生した事故に係る専決処分の報告について-----	3
報告第15号	物損事故に係る専決処分の報告について-----	4
議案第67号	令和3年度大東市一般会計補正予算（第7次）について-----	別冊
議案第68号	令和3年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第2次） について-----	別冊
議案第69号	令和3年度大東市介護保険特別会計補正予算（第2次）に ついて-----	別冊
議案第70号	令和3年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算 （第2次）について-----	別冊
議案第71号	令和3年度大東市水道事業会計補正予算（第1次）につい て-----	別冊
議案第72号	人権擁護委員の候補者の推薦について-----	5
議案第73号	市道路線の認定について-----	6
議案第74号	大東市立市民会館の指定管理者の指定について-----	7
議案第75号	大東市立北条人権文化センターの指定管理者の指定につい て-----	8
議案第76号	大東市立野崎人権文化センターの指定管理者の指定につい て-----	9
議案第77号	大東市営大東深野住宅、大東市営大東寺川住宅、大東市営 大東北新町住宅及び大東市営大東南郷住宅の指定管理者の 指定について-----	10
議案第78号	大東市個人情報保護条例の一部を改正する条例について-----	11
議案第79号	大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例について-----	13
議案第80号	大東市立生涯学習ルーム条例の一部を改正する条例につい て-----	15

報告第12号

交通事故に係る専決処分の報告について

交通事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|------------|--|
| 1 専決処分の日 | 令和3年10月6日 |
| 2 損害賠償の相手方 | 大東市新田旭町5番28号
株式会社モリス
代表取締役 森 本 昌 典 |
| 3 損害賠償の額 | 金1,684,100円 |
| 4 損害賠償の理由 | 令和3年7月12日本市自動車（みどり課）が大阪生駒線を東から西へ走行していたところ、大東市三住町4番2号地先の交差点において、信号待ちのため停車していた相手方自動車に後方から接触し、相手方自動車を損傷させたので、これに対する損害を賠償するため。 |

報告第13号

市道上にて発生した事故に係る専決処分の報告について

市道上にて発生した事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|------------|--|
| 1 専決処分の日 | 令和3年9月30日 |
| 2 損害賠償の相手方 | ■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ |
| 3 損害賠償の額 | 金976,000円 |
| 4 損害賠償の理由 | 令和3年4月18日相手方が自動車で市道灰塚東西線を走行していたところ、大東市灰塚五丁目13番46号地先において、格子状の鉄製の溝蓋が湾曲していたため、その箇所を通過する際に当該溝蓋が跳ね上がり、相手方自動車を損傷させたので、これに対する損害を賠償するため。 |

報告第14号

市道上にて発生した事故に係る専決処分の報告について

市道上にて発生した事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|----------|--|
| 1 専決処分の日 | 令和3年10月19日 |
| 2 和解の相手方 | ■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ |
| 3 損害賠償の額 | 金269,219円 |
| 4 和解の理由 | 令和3年7月31日大東市寺川四丁目7番地先において、相手方が自動車で市の管理する道路を走行していたところ、格子状の鉄製の溝蓋の位置にずれが生じていたため、その箇所を通過する際に左側前輪のタイヤが側溝に落ち込み、相手方自動車を損傷させたので、これに対する損害を賠償するため。 |

報告第15号

物損事故に係る専決処分の報告について

物損事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|------------|---|
| 1 専決処分の日 | 令和3年9月13日 |
| 2 損害賠償の相手方 | ■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ |
| 3 損害賠償の額 | 金47,850円 |
| 4 損害賠償の理由 | 令和3年8月29日大野公園において、草刈機を用いて除草作業を行っていたところ、草刈機に接触した石が飛散し、隣接する大東市大野一丁目3番の駐車場に駐車していた相手方自動車を損傷させたので、これに対する損害を賠償するため。 |

議案第72号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員 白井 京子氏の任期が、令和4年6月30日満了するにつき、法務大臣に対し、同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所 [REDACTED]
氏 名 白 井 京 子
生年月日 [REDACTED]

公 職 歴
令和元年7月 ～ 現在 人権擁護委員

議案第73号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり路線を認定することについて、議会の議決を求める。

令和3年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

認定する路線

- 1 谷川一丁目7号線 (起点) 大東市谷川一丁目421番11先
 (終点) 大東市谷川一丁目421番26先
- 2 灰塚五丁目4号線 (起点) 大東市灰塚五丁目401番7先
 (終点) 大東市灰塚五丁目401番7先

理 由

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により築造された開発道路を市道として認定するため。

議案第74号

大東市立市民会館の指定管理者の指定について

大東市立市民会館の指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立市民会館 |
| 2 指 定 管 理 者 | 大阪府中央区瓦町一丁目6番10号
太平ビルサービス大阪株式会社 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |

議案第75号

大東市立北条人権文化センターの指定管理者の指定について

大東市立北条人権文化センターの指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立北条人権文化センター |
| 2 指 定 管 理 者 | 大東市北条四丁目2番12号
特定非営利活動法人ほうじょう |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |

議案第76号

大東市立野崎人権文化センターの指定管理者の指定について

大東市立野崎人権文化センターの指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立野崎人権文化センター |
| 2 指 定 管 理 者 | 大東市野崎一丁目12番6号
特定非営利活動法人大東野崎人権協会 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |

議案第77号

大東市営大東深野住宅、大東市営大東寺川住宅、大東市営大東北新町住宅及び大東市営大東南郷住宅の指定管理者の指定について

大東市営大東深野住宅、大東市営大東寺川住宅、大東市営大東北新町住宅及び大東市営大東南郷住宅の指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|-------------|---|
| 1 公の施設の名称 | 大東市営大東深野住宅
大東市営大東寺川住宅
大東市営大東北新町住宅
大東市営大東南郷住宅 |
| 2 指 定 管 理 者 | 大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号
近鉄住宅管理株式会社 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで |

議案第78号

大東市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

大東市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市個人情報保護条例（平成9年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第20条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第79号

大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）が施行されることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市国民健康保険条例（平成3年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第8条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

議案第80号

大東市立生涯学習ルーム条例の一部を改正する条例について

大東市立生涯学習ルーム条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市立まなび泉を廃止することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市立生涯学習ルーム条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日

条 例 第 号

大東市立生涯学習ルーム条例(平成11年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条の表、第3条の表及び第4条の表中大東市立まなび泉の項を削る。

第6条第3号中「営利を目的とする事業(大東市立まなび泉を使用するものに限る。）」を削る。

別表中

「

使用区分	午前	午後	夜間
施設区分	午前10時から 午後1時まで	午後1時30分 から午後4時 30分まで	午後5時から午 後8時まで
大東市立まなび泉	600	600	600

」

を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

2 大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例(令和2年条例第41号)の一部を次のように改正する。

本則第1号ウ中「、大東市立まなび泉」を削る。

印刷物番号

3 - 6 1